

質問シートによる質問への回答（10月12日開催分）

① 宿泊料金に含まないもののうち、飲食（宿泊に伴い提供される）は、代金相当分の上
限などがありますか？

A 飲食代金等の上限については、条例等での規定はありません。飲食代金等の設定につ
いては、各宿泊施設で実態に応じ、適切にご判断いただきますようお願いします。

② 電子申告について、可能なのか。

A 電子申告については、金沢市では対応しておりませんので、紙媒体での申告をお願い
いたします。なお、納入申告書については、納入書と合わせて本市よりお送りするほか、
宿泊税月計表と合わせて、様式データをホームページにて掲載する予定としております
ので、ご活用ください。

③ 宿泊者数を毎月末日で計算して翌月末日納入とありますが、しめの関係で4月20日
締、6月末日納入はできますか。特例適用の場合も、3、4、5月分を、7月末日納入
にしたい。20日締、翌々月末納入にしたいが、可能でしょうか。

A 各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、翌月の末日までに申告及び納
入を行っていただきますようお願いします。

また、申請により申告及び納入の期限の特例が適用された場合についても、対象期間
における各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、6月、9月、12月及び3
月の末日までに、それぞれ申告及び納入を行っていただきますようお願いします。

④ チェックイン時に精算しているので、末日から初日にまたがる時、人数のカウントは
末日でいいのでしょうか。

A 一般的には、チェックインの日が宿泊日として取り扱われていると思いますが、そう
でない場合は、宿泊施設の取扱いによりご判断いただきますようお願いします。

なお、宿泊数は、宿泊日ごとに計上していただくこととしていますので、事前精算の場
合における連泊時の宿泊数についても、宿泊日ごとに計上していただきますようお願い
します。

⑤ 登録時の約款、料金表について、各エージェント及び海外ネット予約ごと多くがあり、すべての添付を要するのですか。

A 宿泊約款については、客室備付けのもの、ホームページで掲載されているものなど、代表的なものをご提出ください。

また、料金表についても、既存パンフレットやホームページをプリントアウトしたものなど、任意の様式で構いません。なお、料金表については、当該施設の宿泊料金が、どの税率区分（200円、500円、両方）となるかを確認させていただく趣旨ですので、ご提出いただく書類は、その確認ができる範囲で構いません。

⑥ 海外ネット取引が増加しているのに、市役所で説明等をお願いできないのですか。

A 宿泊税の周知については順次行っているところですが、今後も周知徹底に努めてまいります。

また、金沢市公式ホームページにおいて、中国語及び韓国語のチラシデータを掲載しておりますので、ご活用ください。

⑦ 宿泊税徴収事務による経費増加（ホームページ変更、システム導入等）に対する補助金はあるのでしょうか？

A 宿泊税の徴収、申告、納入等について事務的な負担をおかけすることとなるため、先行自治体においては、宿泊事業者に納入金額の一定割合を別途交付することとしており、加えて、当初の5年間は導入に係る負担に配慮して一定の上乗せをしています。本市としては、それらの事例を参考に仕組みを考えているところです。

※ 東京都、大阪府、京都市（予定）：宿泊税納入額の2.5%（当初5年間は3.0%）

⑧ 「収容人員10名以下の施設は対象外とすべきです。」という事前質問に対する回答として、「宿泊される施設の規模にかかわらず、宿泊客の方が受ける行政サービスに変わりはない」とあります。しかし、具体的には金沢市が配布しているガイドブックの宿泊施設のページには、収容人員が10名以下の宿泊施設は除外されており、小規模な施設に宿泊を希望している観光客に対して、行政サービスが対応していない事になります。この点に関して具体的な対応策が取られる考え、予定はありますでしょうか。消費税の軽減税率のように、例外規定があっても良いのではないですか？行政サービスにも例外があるのですから。

A 金沢市観光ガイドブックには、観光客への情報提供サービスの一環として宿泊施設の一覧を掲載していますが、平成28年以降、宿泊施設が飛躍的に増加し、市内の全宿泊施設を掲載することはスペースの限りもあり困難となったため、現在、宿泊人数10名未満の民宿・ゲストハウス等や掲載を希望しない施設は掲載しておりません。

現段階では、観光ガイドブックへの掲載基準を見直す予定はありませんが、小規模の宿泊施設への宿泊を希望するお客様には、これまでと同様、観光案内所等での情報提供に努めてまいります。

⑨ 宿泊税の活用について、金沢で宿泊されるお客様は、能登に魅力を感じて金沢に宿泊する、白川郷に日帰りするなどの事例が多くあります。税金の一部を他の地方自治体に譲渡する可能性はありますか？

A ご質問の「他の地方自治体に譲渡」することは、想定していません。